

東京都私立高等学校等就学支援金学校事務費補助交付要綱

平成23年8月10日
23生私振第710号
生活文化局長決定

一部改正 平成26年4月1日 26生私振第90号

第1 目的

この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）、同法施行令（平成22年政令第112号）及び同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）に基づき、法第2条において定める私立高等学校等のうち東京都内に設置されている私立高等学校等（法第14条の規定による高等学校等就学支援金に関する特例に定められた私立高等学校を除く。以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒又は学生がその授業料に充てるために支給される高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に伴う私立高等学校等の事務負担を軽減するため、私立高等学校等に対して交付する私立高等学校等就学支援金学校事務費補助に関し必要な事項を定め、もって事務の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 補助対象

- 1 この要綱に定める就学支援金事務費の補助対象は、法第7条の規定により就学支援金を代理受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第3 補助金の額の算定

- 1 この補助金の額は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定し、設置者に対して予算の範囲内で交付する。
 - (1) 補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の別に定める受給資格基準に該当する生徒又は学生（以下「受給権者」という。）が在籍する学校に対して、受給権者の人数に応じて別に定める額（学校割）
 - (2) 受給権者の人数に、別に定める補助単価を乗じた額（生徒割）
- 2 1の規定において算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

第4 交付申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、別に定める期日までに、別記様式1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定及び通知

- 1 知事は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者（以下「補助事業者」という。）に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事は、1の規定により決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。
- 3 知事が認めた場合には、補助事業者が、第2 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第6 申請の撤回

補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第7 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者はこの補助金を、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) この補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 知事が職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (4) 知事は、(3)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (5) 補助事業者が(4)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとらなければならない。

(6) 補助事業者は、第4又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第8 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業が完了したときは、別に定める期日までに別記様式2による実績報告書を知事に提出しなければならない。

第9 補助金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第10 是正のための措置

知事は、第9の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第11 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）第6条第1項の各号の一に該当する場合
 - (5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (6) 第4又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (7) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (8) 第7(6)に規定する報告を受けた場合
 - (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1の規定は、第9の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

第12 補助金の返還

- 1 知事が、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事

が指定する期日までに、当該取消し額を返還しなければならない。

- 2 知事が、第9の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第13 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第11 1(1)から(6)までの規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第15 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため、関係書類等を整備し、交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

また、その他の取扱いに関する細目については、毎年度生活文化局私学部長が定める「取扱要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。